

第 1 章

生活支援

1 基本方針

障害のある人への支援体制として、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスが一元化され、これにより、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスの提供をすることができるようになりました。

また平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする改正が行われ、障害福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲に難病患者が含まれるなどの支援の見直しが行われました。

障害児支援については児童福祉法の一部改正等により、平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するなどの障害児支援の強化が図られました。

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、障害のある人が身近な場所において必要な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、相談支援体制が構築され障害福祉サービス等が利用しやすい環境が整備される必要があります。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行う必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 障害福祉サービス等の利用の推進
- (3) 障害児支援の充実
- (4) 福祉用具の支給
- (5) 情報提供の充実等
- (6) 意思疎通支援の充実

2 現状と施策の方向性について

課題（1）相談支援体制の構築

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備</p>	<p>①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。</p>	<p>①船橋市自立支援協議会にて課題別専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図っていきます。</p> <p>また、住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの取組を進めるため、専門部会において障害のある人の地域生活を支援する相談支援事業所や地域生活支援拠点等との包括的ネットワーク作りを検討してまいります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
	<p>②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。</p>	<p>②課題別専門部会にて障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課 療育支援課</p>

項目	現状	施策の方向性
2. 相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課
3. 計画相談支援の推進	平成26年度末までに障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画及び障害児利用計画の作成が求められており、利用者に対して個別に勧奨するなど計画相談支援を推進しています。	利用者に対しては、市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子どもとその家族に対する計画相談支援の充実に努めていきます。 サービス等利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」など連携を図りながら、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に取り組みます。 [担当課] 障害福祉課 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
<p>4. 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実</p>	<p>平成24年10月より基幹相談支援センターとして、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。</p>	<p>障害者（児）総合相談支援事業により設置している基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>5. 障害者相談員による相談の実施</p>	<p>身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。</p>	<p>障害者相談員に対する研修を定期的に実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる障害者相談員による相談の充実を図っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

課題（2）障害福祉サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 障害福祉サービス等の充実	<p>障害のある人の個々のニーズや実態に応じ障害福祉サービス等の支援を行っています。</p>	<p>サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用の推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。</p> <p>特に短期入所の需要は高く、社会福祉法人等で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」に対して医療的ケアが必要な人も含め、受け入れ先の確保に向けた働きかけを行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行ってまいります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
2. 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援	<p>平成25年4月の障害者総合支援法の改正により、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者が含まれることになり、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。</p>	<p>難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。</p> <p>また対象疾患拡大の等の動きにも適切に対応してまいります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
3. 重度重複化への対応	<p>障害の重度化・重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。</p>	<p>サービスの継続性の観点から、障害の重度化・重複化に対応するため専門職員を配置します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課 療育支援課</p>
4. 高齢化への対応	<p>障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。</p>	<p>介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。</p> <p>また親亡き後の不安の解消の取組として、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡りさまざまなサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用の推進を図ってまいります。</p> <p>[担当課] 介護保険課 障害福祉課</p>
5. 困難事例への対応について	<p>多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。</p>	<p>強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。</p> <p>また矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援についても検討していきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
6. グループホームの充実	<p>①地域移行の推進を図るため、グループホームの整備費の補助を行っています。</p> <p>グループホームについては消防法、建築基準法上の様々な課題がありますが、それらの問題に対し、関係機関・関係部局と連携を図りながら、問題の解決に取り組んでいます。</p> <p>②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費の補助を行っています。</p>	<p>①既存のグループホームの適正化を図るとともに、地域移行の推進のため、新たなグループホームの新規設置について検討を行い、必要に応じた整備費の補助を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p> <p>②障害のある人の自立に寄与するために、グループホームの運営費の補助は、障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、推進していきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
7. 福祉ホーム・生活ホーム ¹ による支援	<p>福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。</p>	<p>福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行っています。</p> <p>また生活ホームについてはグループホームへの移行を図っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

¹本市の福祉ホームでは身体障害者が、生活ホームでは知的障害者が世話人などの支援を受け自立した生活を営んでいます。

項目	現状	施策の方向性
8. グループホーム等入居者家賃補助の実施	障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームの家賃の一部を補助しています。	グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。 [担当課] 障害福祉課
9. 生活訓練等事業の推進	視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。	生活訓練等事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
10. 障害児等療育支援事業の推進	在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。	障害児等療育支援事業を推進していきます。 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
1 1. 精神障害者の社会復帰施策の推進	回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。	<p>デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。</p> <p>[担当課] 保健予防課</p>
1 2. 一時介護の実施	障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。	<p>心身障害者を介護している保護者が居宅での介護が一時的に困難となった場合又は心身障害者が介護を一時的に必要とした場合に、一時介護の費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
1 3. 日中一時支援事業の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。	<p>児童福祉法の児童通所支援事業の実施状況を踏まえつつ、日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の日中活動の場の確保、障害のある人の就労支援、障害のある人の家族の一時的な休息等の支援を行っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
14. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実	<p>重度障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。</p>	<p>自宅での入浴が困難な重度障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施していきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
15. 障害者等移動支援事業の充実	<p>屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。</p>	<p>障害のある人の社会参加等の観点から、障害のある人の移動支援が不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で移動支援を受けられるよう移動支援事業を継続して実施してまいります。</p> <p>また、利用実態に合わせた利用方法について継続して検討していきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
16. リフトカーによる移動支援の実施	<p>福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を行っています。</p>	<p>効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
17. 福祉タクシー利用料金の助成	重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。	乗用タクシー及び車イスや介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
18. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成	身体に障害のある人が、自らが所有し運転する自動車の改造を行う場合や、自動車免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。	身体に障害のある人が、車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら所有し運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。 [担当課] 障害福祉課
19. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動を参加しやすい環境を整備します。 [担当課] 療育支援課 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
20. 福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送 ² の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	船橋市福祉有償運送協議会において、福祉有償運送についての協議を行います。 また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。 [担当課] 地域福祉課
21. 食の自立支援事業の実施	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	一人暮らしの障害者等の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施していきます。 [担当課] 障害福祉課

課題（3）障害児支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図っています。	連携を強化するための会議等を開催し支援体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課

² NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して、営利とは認められない範囲の対価によって行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを言います。

項目	現状	施策の方向性
2. 児童発達支援の実施	学齢前の障害児が、日常生活の向上を図るため、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。	児童発達支援を実施し、障害児の日常生活の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
3. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害児が、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	放課後等デイサービスを実施し、障害児の生活能力の向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
4. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害児が、集団生活への適応のために訪問支援員の専門的なアドバイスを行っています。	保育所等訪問支援を実施し、集団生活の適応向上を図っていきます。 [担当課] 療育支援課
5. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の巡回相談等により、発達に遅れのある子を早期発見し、早期療育を行っています。	幼稚園等への巡回相談等を行い、早期発見し、早期療育に繋がっていきます。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
6. 療育内容の充実	<p>療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援にかかる知識や具体的支援方法についての指導啓発を行うことにより、効果的な支援体制の確立を図っています。</p>	<p>幼稚園・保育園等の職員に対して、講演会を開催し、職員の資質の向上を図っていきます。</p> <p>[担当課] 療育支援課</p>
7. 保育所における障害のある児童の受け入れ	<p>「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育に欠ける発達支援児の保育所での受け入れを行っています。</p> <p>また保育所のバリアフリー化を推進しています。</p>	<p>「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っています。</p> <p>また保育所のバリアフリー化も推進します。</p> <p>[担当課] 保育課 保育施設整備課</p>
8. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ	<p>障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。</p>	<p>障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行っています。</p> <p>[担当課] 学務課</p>

項目	現状	施策の方向性
9. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ	障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。	職員の加配などを行うなど障害のある児童の受け入れを行っていきます。 [担当課] 児童育成課

課題（4）福祉用具の支給

項目	現状	施策の方向性
1. 補装具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、補装具費（購入・修理）の支給を行っています。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補装具費の支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図っていきます。 [担当課] 障害福祉課

課題（5）情報提供の充実等

項目	現状	施策の方向性
1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク（F ネット）事業の実施	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。	ふなばし安全・安心メールの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 図書利用の支援	①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。	①声の図書・点字図書の貸し出しを行っています。 [担当課] 障害福祉課
	②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。	②図書の宅配サービスを行っています。 [担当課] 図書館
3. 点字広報・声の広報の発行	広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。	点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 広報課

項目	現状	施策の方向性
4. 市のホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能など情報提供の推進を図っています。	市のホームページにおける情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 広報課
5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図っていきます。 [担当課] 庶務課
6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。 また、音声コード読み上げ装置を、平成26年度に戸籍住民課及び各出張所・連絡所に配置しました。	公文書の音声コード化については、必要に応じて行っていきます。 [担当課] 総務課 障害福祉課

課題（6）意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	①広域的な手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①障害のある人と障害のある人に対して意思疎通を必要とする人の意思疎通支援の手段として、手話通訳者又は要約筆記者の派遣の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。	②専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことによる意思疎通支援を推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
2. 手話講習会の実施	①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。	①聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行っています。 [担当課] 障害福祉課
	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。	②健聴者ではじめて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
	③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。	③手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進していきます。 [担当課] 障害福祉課
	②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。	②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進していきます。 [担当課] 障害福祉課